

## 「かしもの、かりもの」教理は何を説いているのか

—「おふできき」から読み取れるのは「平等」—

天理教教理の中心は「かしもの、かりもの」にあります。「おふできき」には「かしもの、かりもの」に関連したお歌が数首出てきます。また、明治14年の山澤良治郎手続書にもこの教理は出てきます。ところが天理教の批判文書ではこの教理についての批判はなく、批判の対象にならなかったようだと言っている。その理由を同氏は「多様な既存宗教の教えが、かしもの・かりもの教えを通して響き合」ったからだとしています。これはたいへん穏やかな表現で、ストレートに言えば、既にそのような考え方が社会にあり、それが教内に入り込んでいたからということです。それは「かしもの、かりもの」の教理には教祖の独自性はなかったということになり、それが教祖の教えであるべき天理教教理の中心にあるというのは、何か不可解な気がします。

今回は、「かしもの、かりもの」の教理について掘り下げてみたいと思います。まず、「かしもの、かりもの」の教理について『天理教教典』、三原典などから確認します。次にこの教理がどのように説かれて来たのかを、歴史的に考察します。次に、「かしもの・かりもの」の教えはその批判の対象になっていなかった」という幡鎌氏の根拠を確認します。さらに、現行解釈と異なる八島英雄氏の「かしもの」説を見ます。

ここで教えの根本であるべき「おふできき」の「かしもの、かりもの」の解釈を試みます。そこから得られる結論は、平等です。『天理教教典』が説く「かしもの、かりもの→ほこり→因縁→たんのう→ひのきしん」という教えとは明らかに異なります。

現在の日本は、格差社会と言われています。格差の対語である平等について、現代的な意味を問い、そこに教祖の教えがどう関われるのか、これからの天理教にとって考えねばならない問題ではないでしょうか。

《明治20年代、天理教の教勢が急速に拡大する中で、仏教・神道の知識人によって数多くの批判書が書かれた。批判点は多岐に及ぶものの、かしもの・かりものの教えはその批判の対象になっていなかった。数少ない史料からの否定論的説明は危険きわまりないが、かりにこれが妥当だとすれば、かしもの・かりもの教えは、既存宗教の枠組みを超えて受け入れられる素地があり、それを明確に概念化したところに革新性があったということになる。

民衆の間に展開していた多様な既存宗教の教えが、かしもの・かりものの教えを通して響き合う。仏教・心学と関係の深い八つのほこり、たんのうといった教えもまたここにつながるだろう。そうしたものがあつたからこそ、十全の守護やつとめが他宗から徹底的に批判されたにもかかわらず、人びとの受け入れるところとなり、一つの運動のように展開しえたのではないだろうか。逆にいえば、このような前提なしに、明治20年代の爆発的な天理教の広がりはいえなかっただろう。／ さらにいえば、古くて新しい課題である日本の近代化（資本主義化）と天理教との関係について、布教展開と教義の両面から深めていく必要性を示唆しているように思われる。》（「明治20年代の社会における天理教の教えの特殊性と普遍性—批判書における「かしもの・かりもの」の教えを手がかりに—」（幡鎌一弘. 2016. 『天理大学おやさと研究所年報』第22号. P89）

現行『天理教教典』後編  
(信仰編－第6～10章)の構成

「かしもの、かりもの」は『天理教教典』、信仰編の中で、信仰の起点になる位置を占めています。信仰編の教えは、現代風に言い換えると自己責任論です。前世、今世、来世の存在を前提に自分の行為の結果が現在の境遇であり、自分の行為によってその改善を図れということです。

第六章

てびき

いかなる病気も、不時災難も、事情のもつれも、皆、銘々の反省を促される篤い親心のあらわれであり、真の陽気ぐらしへ導かれる慈愛のてびきに外ならぬ。(P59)

第七章

かしもの  
かりもの

銘々の身上は、親神からのかりものであるから、親神の思召に随うて、つかわして頂くのが肝腎である。この理をわきまえず、我が身思案を先に立てて、勝手にこれをつかおうとするから、守護をうける理を曇らして、やがては、われと我が身に苦悩を招くようになる。(P65)

ほこり

己一人の苦楽や利害にとらわれて、一れつの和楽を望まれる親心に、もとの心を遣いがちである。親神は、かかる心遣いを、埃にたとえて、戒められている。(P67)

因縁

己一代の通り来りによるいんねんならば、静かに思い返せば、思案もつく。前生いんねんは、先ず自分の過去を眺め、更には先祖を振り返り、心にあたることを尋ねて行くならば、自分のいんねんを悟ることが出来る。これがいんねんの自覚である。(P71)

第八章

道すがら

たんのう

常に己が心を省みて、いかなることも親神の思わくと悟り、心を倒さずに、喜び勇んで明るく生活(くら)すのが、道の子の歩みである。この心の治め方をたんのうと教えられる。  
⇒「たんのう」は「前生因縁のさんげ」(P75)

ひのきしん

日々常々、何事につけ、親神の恵を切に身に感じる時、感謝の喜びは、自らその態度や行為(おこない)にあらわれる。これをひのきしんと教えられる。(P76)

第九章

よふぼく

たすけて頂いた喜びは、自ら外に向って、人だすけの行為(おこない)となり、ここに、人は、親神の望まれる陽気ぐらしへの普請の用材となる、これをよふぼくと仰せられる。(P84)

第十章

陽気ぐらし

たすけの道にいそしむ日々は、晴れやかな喜びに包まれ、湧き上る楽しさに満たされる。それは、常に、温かい親神の懐に抱かれ、人をたすけて我が身たすかる安らぎの中に身を置くからである。これが、陽気ぐらしの境地である。……世界一れつの心が澄みきる時、たすけ一条の思召が成就して、親神の守護は余りなく垂れ、ここに、人の世は、未だかつてない至福を受ける。これぞ、楽しみづくめの世界、神人和楽の陽気づくめの世界であり、真正(まこと)の平和世界である。(P92、P96)

〇〇〇〇

はその章のタイトル

## 第七章 かしもの・かりもの

たいないゑやどしこむのも月日なり おまれたすのも月日せわどり 六 131

人体のこの精巧(たくみ)な構造、微妙な機能(はたらき)は、両親の工夫で造られたものでもなければ、銘々の力で動かせるものでもない。すべては、親神の妙(たえ)なる思わくにより、又、その守護による。

にんけんはみな／＼神のかしものや なんとをもふてつこっているやら 三 41

にんけんはみな／＼神のかしものや 神のちうよふこれをしらんか 三 126

この世に生れさせて頂き、日々結構に生活(くら)しているのも、天地抱き合せの、親神の温かい懷で、絶えず育(はぐく)まれているからである。即ち、銘々が、日々何の不自由もなく、身上をつかわせて頂けるのも、親神が、温み・水気をはじめ、総てに互(わた)って、篤い守護を下さればこそで、いかに己が力や知恵を頼んでいても、一旦、身上のさわりとなれば、発熱に苦しみ、悪寒に悩み、又、昼一枚が己が住む世界となって、手足一つさえ自由(じゆうよう)かなわぬようにもなる。ここをよく思案すれば、身上は親神のかしものである、という理が、自(おのず)と胸に治まる。

めへ／＼のみのうちよりのかりものを しらずにいてはなにもわからん 三 137

銘々の身上は、親神からのかりものであるから、親神の思召に随うて、つかわせて頂くのが肝腎である。この理をわきまえず、我が身思案を先に立てて、勝手にこれをつかおうとするから、守護をうける理を曇らして、やがては、われと我が身に苦悩を招くようになる。これを、

人間というは、身の内神のかしもの・かりもの、心一つ我が理。(明治22.6.1)／と教えられている。

人間というものは、身はかりもの、心一つが我がのもの。たった一つの心より、どんな理も日々出る。どんな理も受け取る中に、自由自在(じゆうようじざい)という理を聞き分け。(明治22.2.14)

自由自在は、何処にあると思うな。めん／＼の心、常々に誠あるのが、自由自在という。(明治21.12.7)

即ち、身の内の自由がかなうのも、難儀不自由をかこつのも、銘々の心遣い一つによって定る。それを、心一つが我の理と教えられる。／しかるに、人は、容易にこの理が治らないままに、あさはかな人間心から、何事も自分の勝手になるものと思ひ、とかく、己一人の苦楽や利害にとらわれて、一れつの和楽を望まれる親心に、もとる心を遣いがちである。親神は、かかる心遣いを、埃にたとえて、戒められている。／元来、埃は、吹けば飛ぶほど些細なものである。早めに掃除さえすれば、たやすく綺麗に払えるが、ともすれば積りやすく、油断をすれば、いつしか、うずたかく積りかさなり、遂には、掃いても拭いても、取り除きにくくなるものである。

よろづよにせかいのところみはたせど あしきのものハさらないぞや 一 52

一れつにあしきとゆうてないけれど 一寸のほこりがついたゆへなり 一 53 (『天理教教典』P64. 1949 〈昭和24〉)

## 「おふでさき」「みかぐらうた」「おさしづ」の用例

三原典中に「かしのもの、かりもの」がどのくらい出ているかを確認しておきます。「おふでさき」には6例あり、「みかぐらうた」には1例もありません。「おさしづ」は「かしのもの」が89例、「かりもの」は268例あります。「かりもの」が多いのは、人間からの身上伺いが主になっているからでしょう。ちなみに「いんねん」は1390例もあります。

- 三号41. にんけんハamina / \ 神のかしものや なんとをもふてつこているやら  
三号126. にんけんハamina / \ 神のかしものや 神のぢうよふこれをしらんか  
三号137. めへ / \ のみのうちよりのかりものを しらずにいてはなにもわからん  
六号120. このよふハーれつハamina月日なり にんけんハamina月日かしのもの  
十三号46. それよりもたん / \ つかうどふぐわな みな月日よりかしのものなるぞ  
十三号79. このはなしにんけんなんとをもている 月日かしのものみなわがこども

「みかぐらうた」には用例なし。

おさしづ中「かしのもの」89例。「かりもの」269例。参考に「いんねん」は1390例。

### 「かしのもの」の例

明治二十年三月 / 梶本松治郎父上の身上願

たゞ口を借り言うのではないで。今の処では何処にも無いで。ようこそ、怪しき処で遁れ、大望の道であった。これからどん / \ 話通して掛かれ。どうしよ、こうしよ、どうでもかしのもの。天然自然めん / \ に誠さい定め、実さい定め。身の処心無くてならんなれども、めん / \ 兄弟。これはこうじゃ、神のさしづ、神を恨む事は少しも無い。そこで難しい事は言わん、難しい事せいとは言やせんで。分からん処分かるで、国々一人でもあったら分かるで。遠いから見てもほゞ分かる。まあその心組で定めてくれ。又内々なる処、親一つ何ぼでもどんと定め。道は道、違い無いで。三才児、生れ三才の心に成って、明日は楽しみ。一つ定め何にも無い、三才児穏やかに暮らす。何よりそこで結構々々。こうして行かねばならん。まあ / \ 三才児三才心に成りて、三才の心に成って何も要らん、機嫌好う遊んで結構々々。心心配無いよう改め替え。

### 「かりもの」の例

明治二十年十月十二日（陰暦八月二十六日） / 春野千代腹痛腰子宮痛み伺

いかなる尋ねる処、前々より神に頼む。いか程思うてもいかん。めん / \ かりもの承知。かりもの分かってても、かりもの理自由分からねば何もならん。かりもの理で一寸印あれば、ほんにたんのうして、一つ些か、あれは何ぼ / \ 思う。めん / \ 消すのじゃで。日々道も同じ事、何にもならんでないで。身上よう発散、よう聞き分けて置け。夫婦身上はとは、一つ身の障り、たんのうして通らねばならん。

## 「おかきさげ」

別席を9回運んで、「おさづけ」を頂くときに下付される「おかきさげ」に、「それ人間という身の内というは、皆神のかしもの・かりもの心一つが我がの理という」という『天理教教典』にも引用されている句が入っています。この句から『教典』信仰編へのつながりは容易に理解できます。また、「おさしづ」に「いんねん」が非常に多いこともこれをたすけます。

ただ、問題は「おふでさき」の「かしの、かりもの」と「おさしづ」のそれが同じだったかどうかです。これは教祖と本席の「神」が同一かという大きな問題を提起します。

**おかきさげ** 本席飯降伊蔵を通してのお指図を筆記したものは、書き下げ（かきさげ）と言われ、このうち筆録の信頼性が高いものが「おさしづ」原典に集録されている。この「書き下げ」に敬称の「お」をつけた「お書き下げ」という言葉は、現在では、一般的意味の書き下げを指すのではなく、「さづけの理」をいただいた後、「仮席」（かりせき）において渡される書き物を指して用いるのが普通である。この仮席では、2枚一組で書き下げを渡される。2枚のうち1枚は30歳以上と30歳未満ともに同じ書き物である。もう1枚は、30歳以上と30歳未満で違いがあり、30歳未満の者には、特に付け加えられたお言葉がある。なおこの意味のお書き下げは、一般に「おかきさげ」と表記される。（『天理教事典第三版』P115）

明治二十三年二月二十二日（陰暦正月四日）藤井幾太郎四十九才（備中小田郡笠岡真明組）

さあ／＼だん／＼の席返やし／＼の席をして、さあ一日の日というは生涯心。一つの理を以て一つの席とす。席に順序一つの理は、よく聞き分け。席に順序一つの理は生涯の理を諭する。生涯の理を諭するには、よく聞き分け。難しい事は一つも言わん。どうせこうせこれは言わん、こら言えん言わんの理を聞き分けるなら、何かの理も鮮やかという。それ人間という身の内というは、皆神のかしもの・かりもの心一つが我がの理という。心の理というは、日々という常という、日々常にどういう事情どういう理、幾重事情どんな理でも、日々に皆受け取る。受け取る中に、ただ一つ自由という一つの理。自由という理は、何処にあるとは思ふなよ。たゞ銘々の精神一つの理にある。日々という常という、日々に常に誠一つ、誠の心といえは、一寸には弱いように皆思ふなれど、誠より堅き長きものは無い。誠一つが天の理。天の理なれば、直ぐと受け取る直ぐと返やすが一つの理。よく聞き取れ。又一つ一名一人の心に誠一つがあれば、内々十分睦ましいという一つの理が治まる。それ世界成程という、成程の者成程の人というは、常に誠一つの理で自由という。よく聞き取れ。又一つ、これまで運ぶ尽すという、運ぶ尽す中に、互い扶け合いという、これは諭する理。人を救ける心は、真の誠一つの理で、救ける理が救ける。よく聞き取れ。又一つ、これまで運ぶ尽す一つの理は、内々の事情の理銘々の事情の理に治め。これより先永く変わらん事情に。

さあ／＼だん／＼の席／＼返やし／＼の席順一つ、一つの理一つの心、さあ／＼一日一席事情いつ／＼事情、変わらん一つの心。これより先永く事情に、たすけ一条のためこうのうの理を授けよう。あしきはらいたすけたまへ天理王命、と、三遍又三遍々々々三々々の理を授けよう。さあ／＼しいかり受け取れ／＼。（「おさしづ」補遺）

# 「かしの、かりもの」が出ている天理教文献

「ほこりの説き分け考—地方教理文書を主として」(『天研』15号安井幹夫.2013)という論考に「かしの、かりもの」という教理がいつ頃から説かれ始めたのかを知る資料が出ています。この論考は「ほこりの説き分け」がいつ頃から行われるようになったのかを考察したのですが、「かしの一ほこり」が結びついていることから、「かしの」の考察にもなっています。

## 「ほこりの説き分け考—地方教理文書を主として」(『天研』15号安井幹夫.2013)にある「かしの」の教理が出ているところ

- 明治14年山澤良治郎「就御尋手續上申書」-『稿本教祖伝』161頁全文が出ている  
「右六神ノ貸物成ル人間ニハ病氣ト云ハ更ニ無之候得共」
- (こふき話—16年(榊井)本(『こふきの研究』115頁) / 「みのうちわ神のかりものなり。人げんしゆこふくたさる神わ」
- 「山澤(為造)様御話」(明治22年とされている) / 「身の内借り物、八つのほこりの理を十分聞きわけたことなら、」
- 「北野文書」明治43年 / 「人間ノ身ノ内ハ、神ノ貸シ物ナリ。即チ、神様ヨリ借りタ体ナリ。」

2023.06ガスト

明治14.9.18  
山澤良治郎名  
手續書

これは「かしの一ほこり」が結びついており、「おさしづ」の「人間という身の内」というのは、皆神のかしの・かりもの心一つが我がの理」という句につながります。『稿本教祖伝』に全文が掲載されています。

就御尋手續上申書 / 大和國山辺郡新泉村平民 / 山澤良治郎  
一、当國山辺郡三嶋村平民中山まつゑ祖母みきナル者赤キ衣服ヲ着シ家ニ者転輪王命ト唱へ祭り候始末就御尋問左ニ奉申上候

此段去ル明治十二年五月比私義咽詰病ニ而相悩候ニ付医薬ヲ相用ヒ種々養生仕候得共頓ト功験無之ニ付転輪社へ參詣旁入湯仕候所早速全快仕候ニ付明治十三年一月比迄壹ケ月ニ壹度宛參詣致居候然ルニ前病氣中自分相応之世話可致之心願ニ付全一月比ヨリ壹ケ月中ニ日数十五日之蒸氣湯之世話致居候處全年八月来右中山まつゑ夫中山秀治存命中ニ中山秀治宅ヲ転輪王講社並ニ当國宇智郡久留野村地福寺教会出張所ト設定相成候ニ就而者私へ転輪講社取締並ニ講社出納方地福寺社長方被申付則辞令証モ所持罷在候且者中山秀治足痛ニテ引籠居候義ニ付全人ヨリ依頼ニ而日々相詰居候所右秀治義者本年四月十日比病死後全人家内始親族ヨリ依頼ニ付家事萬端賄仕居候義ニ御座候然ルニ右詰中老母みきヨリ兼テ被申候ニ者

四十四年以前ニ我月日ノ社ト貰受体内へ月日之心ヲ入込有之此世界及人間初而生シタルハ月日ノ兩人ノ拵ル故人間ノ身内ハ神ノ貸物成ル此貸物ト云ハ

目ノ潤ハ月サマ是クニトコタチノ命暖ハ日サマヲモタリノ命皮繫ハクニサツチノ命骨ハツキヨミノ命飲喰出入ハクモヨミノ命息ハカシコ子ノ命右六神ノ貸物成ル故人間ニハ病氣ト云ハ更ニ無之候得共人間ハ日々ニ貪惜憎可愛恨シイ立腹慾高慢此八ツノ事有故親ノ月日ヨリ異見成ル故悪敷所ヲ病トシテ出ル此神ヲ頼メハ何れモ十五歳ヨリ右八ツノ心得違讚下シテ願上レハ何事モ成就スル事ト被申候

甘露臺ト老母みき被申候ニ者人間始メノ元ハ地場之証拠是ハ人間之親里成故甘露臺数拾三創立スル所明治十四年五月ヨリ本日迄ニ式臺出来上リ有之尤甘露臺者石ヲ以テ作り下石輕三尺式寸上石輕壹尺貳寸六角高サ八尺二寸ニ御座候然ルニ私共ニ於テ者參詣人へ対シ前記老母みき被申候義ヲ咄致候而已ニテ祈禱許候様者決テ仕間敷候右就御尋手續書ヲ以此段有体奉上申候也

明治十四年九月十八日 / 右 / 山澤良治郎 (『稿本天理教教祖伝』 P160)

明治14年の御苦勞に  
関連する警察文書

この時の御苦勞は、当時中山家が行っていた宿屋業の止宿人届の手違いが発端になったものです。下の表はその時の天理教内に残されている警察文書の一覧で、これら文書の内容は天理教の教祖伝、教理において非常に重要なものです。これだけの史料群が残されていることに些か疑問にも感じる所です。

年月日			
明治14.9.17	岸本久太郎(梅谷に同行した初心者)「口書」	『梅谷文書』P64(全文).『復元37号』P227(冒頭のみ)	2021.06P11
// 14.9.18	小東政太郎(まつゑの弟)「手続書」	『復元37号』P229.『ひとつことはなし』P102	
// 14.9.18	小東政太郎「手続書」	『復元37号』P230.『ひとつことはなし』P103	
// 14.9.18	<b>山澤良治郎「就御尋手続上申書」</b>	『復元4号』P5.『復元37号』P227.『ひとつことはなし』P96.『稿本教祖伝』P160	
// 14.9.18	山澤良治郎「御請書」	『ひとつことはなし』P100	
// 14.9.26	奈良警察「(山澤良治郎への)申渡」	『復元37号』P232.『ひとつことはなし』P101	『梅谷文書』収録のものは、すべて『静かなる炎の人.梅谷四郎兵衛』(1978.道友社)に現代語訳付きで出ている。
// 14.9.27	中田儀三郎「御請書」(長男中田岸松)	『梅谷文書』P65	
// 14.9.27	中田儀三郎「口供」	『梅谷文書』P67.『復元37号』P233	
日付の記載なし	辻忠作「御請書」(引受人記載なし)	『梅谷文書』P69	
// 14.9.28	<b>辻忠作「口供」</b>	『梅谷文書』P69.『復元32号』P276.	
// 14.10.7	辻忠作「就御尋手続書」	『復元32号』P278.	
// 14.10.8	マツエ外四名「手続上申書」	『復元30号』P239.(一部のみ)※中山家の土地所有高に関する重要史料	
// 14.10.8	<b>中山みき「手続書」</b>	『復元4号』P7.『ひとつことはなし』P151	

斜体文字は、「不燦然探知簿」に「あり」と記されているもの

→7日付丹波市分署宛と8日付奈良警察署宛ほぼ同内容の2通が存在する(『ひとつことはなし』P150)

註 この「口書」三通、並に明治十四年九月十八日付山澤良治郎氏「手続書」一通(「ひとつことはなし」参照)は、明治二十年、奈良県が大阪府の管轄を離れた後、当時大阪府下の警察に勤務していた明心組一信者が、老先生に何かの参考にと持参したものである。(『梅谷文書』P71. 1951. 船場大教会史料集成部. 養徳社)

これは山澤良治郎の息子、為造が話したものです。ここでも「かしのほこり」が結びついて  
います。父良治郎の説を踏襲しています。ここでの問題は、教祖の教えと良治郎の説が同一か  
ということです。こふき16年榊井本では、「かりもの」と「ほこり」は離れた場所に書かれています。

「山澤様御話」明治22年

「山澤様御話」を取り上げてみる。それはすでに『天研』第五号において、その翻刻を試みている。  
明治22年8月に山澤為造が熊野地方に出向いたおりの話を筆録したものである。『南紀の道』によれば、  
「桃崎ツゴイ旅館を会場として講員一同に対してお話下さる」と記されている。ただ、この文書の筆  
写年は明治32年10月であるが、本文中に、「是迄五十二年よりの神の話し」あるいは、〔今ハ明治二  
十二年、是を写ス〕という注記があるところから、明治22年当時の話であるといえる。ただ筆録され  
ていることすべてが、明治22年当時のものであるか、あるいは山澤為造の話であるかどうかという問  
題は残るが、冒頭から22丁までは、間違いなく明治22年における山澤の話と思われるのである。そこ  
で、その個所に限定して、考察の資料とする。(以下、文書翻刻には句読点を付す)

A 「山澤様御話」

- 1 日々如何程気を付ケるとも、八ツのほこりわ付易し。丁度着物の如く、最初拵た時わ、注意して  
汚れぬ様にすると、不識／＼見苦くなると、一般日々見たり聞たり行つたり、聊な事にても非  
常に用心なくば、遂に人中へ出る事の叶さる如し。神の責を受る物なり。又隔つといふハ、神の  
御心ハ鏡の如し。故に人間の為す事善悪共に、皆此鏡に移る。そこで悪しきをする時ハ、其が映  
りて鏡がくもるものなれば、映らぬ故に神の責を受て、身上不自由と成る。(中略)
- 2 最初助けてもろうと思ふ時の心を、始終忘れぬ様ニして居たならば、必ずほこりの付ためしなし。
- 3 入の為、国の為、道の為に骨折らんと思へば、神わなんにも六ツかしき事わゆわん。身の内**借り  
物**、八ツのほこりの理を十分聞わけた事なら、いとやすき事なり。
- 4 腹立心は、如何程信心するも、其ハ腹立ハ隔となつて、神に於てハ受取かだない。丁度遥に指構  
ない金銀の山有共、前にもや有れば、見る事ハでけん。それも同様の事なり。
- 5 身の内一切、神の**借り物**をしらずして、自分がゑらひ、発明、かしこいと思ふ心、皆違ふ。そふ  
ゆふ心常に有故、何事ニ依らす納ラン。
- 6 何事も常々通る道、をれのものや、我ものやと思から、大くわん道とふる。そこでき促、かんで  
き、じかね、こげ付がでる。是皆勝手の事計なり。そこで、をれがゑらいとゆふ心有から、入の  
そねみを受る。入のそねみわ、わが身のほこり。

(「ほこりの説き分け考—地方教理文書を主として」安井幹夫、『天研15号』P21. 2013. 天理教校研究所)

— 中略 —

のみ事、おもたりのみ事、この二はしの(神《補・上田本20》)わたの神、あと  
 の八はしらの神わ人間をこしらゑるにつき、つこふたどぶぐ主に神なをさづ  
 ていたれども、人間にやまいとゆゑは、いし、くすり、をかみきとふとゆう  
 がのみちあるゆゑに、やまいのもとわこゝろからとゆうなり。この八ツこゝ  
 りのほこり、人間にやまいとゆゑは、いし、くすり、をかみきとふとゆう  
 のみ事、おもたりのみ事、この二はしの(神《補・上田本20》)わたの神、あと  
 の八はしらの神わ人間をこしらゑるにつき、つこふたどぶぐ主に神なをさづ  
 ていたれども、人間にやまいとゆゑは、いし、くすり、をかみきとふとゆう  
 がのみちあるゆゑに、やまいのもとわこゝろからとゆうなり。この八ツこゝ

## 『正文遺韻』 が説く「かしの、かりもの」

明治30年前後におぢばで暮らしていた諸井政一が記したとされる『正文遺韻』を見てみましょう。「かしの、かりもの」について2カ所に出ています。一つ目は「身上かりものゝときわけ」というタイトルで、「おふでさき」の引用があり、「身上かしの、かりもの。心一つわがの理」という「おさしづ」にあった句に近い言葉が出ています。二つ目は妹に書き送ったというもので、11歳の子供への手紙としては、漢字が多いという印象を持ちます。「貸し与へて頂く理は、何処にあるか、と申しますれば、心にある」とあって、『教典』につながる解釈が見られます。

このよふは一れつはみな月日なり にんげんはみな月日かしの (※六一120)

當神さまの御教は、この御うたのとほり、にんげん身のうちは、神のかしの、めい／＼は月日さまより、かりうけて、じいうようじざい、心のおもふとほりに、使はしていただくことができます。

身のうちさへも、かりものなれば、よろづ一さい、みな借りもの。世上せかいに、ありとあらゆるものは、くふもの、きもの、すむいへをはじめとして、すっきりみな神さまのもの。月日様のじいうようで、できまして、月日さまが、しはいしてくださる。めい／＼にんげんの心だけに、よろづかしあたへて、ちようはうさしてくださるのでござります。

よって、めい／＼のもの、にんげんのものといつては、なんにもある事やございませぬ。いちれつ一切、みな月日様。月日さまのせかい。にんげんは身上かりうけて、にぎはしく、くらさしてもらひますのでございます。そこで、身上かしの、かりもの。心一つわがの理。これがをしへのだいでございます。(『改訂正文遺韻』P173(復刻版). 初版1953. 『正文遺韻』初版は1937)

### 教の理

編者註 左の二編『十柱の神様の御守護』及び『八埃の説きわけ』は、明治三十年頃、御話の稽古として、当時、遠州に居た十一歳の妹、ろく子に書き送ったもので、故人が、正に二十一歳のときである。

#### 十柱の神様の御守護

當神様に於て、人間身のうちは、神のかしの、めい／＼にとりては、かりものときかせられまするは、第一に、国常立命様が、めへ、どう、うるほひの御守護。世界にては、水。天に月様とあらはれて、にち／＼御守護して下され、面足命様は、体中ぬくみの御守護。世界にとりては、火。天に日様とあらはれて、御守護を下されます。此月日様が、眞實しんの、われ／＼の親様でござりまして、あと、八柱の神々様は、道具雛形の神や、との仰せでございます。

そこで、国狭土命様は、皮つなぎの御守護。世界では、よろづつなぎの御守護。

月夜見命様は、ほねつゝぱりの御守護。よろづつゝぱるものは、この神様の御守護。

雲読命様は、飲み食ひ出入りの御守護。世界にとりては、水あげさげの御守護。

以上、五体の神様の御守護で、人間からだ、そなはるゆゑに、身のうちを五りん五体と申しますとの、仰せでござります。ゝ 9

次に惶根命様は、息吹きわけの御守護を下さいまして、せかいでは、風の御守護。

つぎに大食天命様は、親子胎内の理を、おきり下され、又死に行く時に、この世の縁をおきり被下御守護。

次に大斗乃邊命様は、生れる時、引出して被下御守護。世界では、よろづ引出しの御守護。

つぎに伊弉那岐命様は、元々たねとおなり被下た親神様でござりまして、

伊弉那美命様が、同じく、苗代女親とおなり下さいました神様でござります。

以上、月日さまをはじめ、十柱の神さまのお蔭を以て、人間は生き、はたらき、つとめさして頂けるのでございます。

そこで身の内は、神のかしもの、めい／＼は、かりものと、仰せられます。又、此世元始りの時も、この十柱の神さまによりて、でけたち来ましたゆゑに、その証拠に、人間には、手足とも十本の指をつけておいたとの、仰せでござります。

おやゆびは、月日様の如く、あと八本は、八柱の神様のごとくで、親指があるので、あとの指が役に立つ如く月日様が、八柱の神様を道具におつかひになりまして、この世をおはじめ下され、いまにおき、御守護をして下さるのやと、きかせられます。

さすれば、この十柱の神様、総名、天理王命さまと申しまするは、われ／＼の親神様、我々の身の内も、御支配下さること故、世界の物、皆神様の御支配でござりまして、人間の力で出来るものは、一つもござりません。それ故に、人間のものや、といふ物は、一つもござりません。皆、神さまのものでござります。

それをめい／＼に、身上をはじめとして、いろ／＼のものを、こゝろだけに、かし与へてもらうて、にち／＼通るのでござります。その貸し与へて頂く理は、何処にあるか、と申しますれば、心にあるのでござります。

そこで、心一つが、我がの理と申します。

されば、身上は、神様が宜しき様に御守護被下ますから、神様におまかせ申し、にち／＼、もたれて通れば、よろしうござりますが、心は銘々のものであります故、お話をきいては改め、聞いては改め、にち／＼にち／＼と、だん／＼あらため、みがきあげて、通らして頂かねばなりません。

心さへ、すみやかさうぢして、みがき上げ、あしきな心を、さら／＼持ちませぬやうになりましたら、病みわづらひといふ事もなく、智者や学者や、がうてきでものがれられぬ、火なん、水難、風なんも、皆のがれさして頂いて、結構に通らして頂けるのでござります。病まず、弱らず、百十五歳定命とさだめをつけて、いきどほりの道をつけようとの神様の仰せでござりまするで、皆々様、よろしく御願ひ申し上げます。

此の十柱の神様の御守護で、人間身の内は、自由用自在がかなひます。又食ひ物、着物、すむ家も、皆この神様の御守護で出来るのであります。そして、銘々の心の理に、与へて下さるのであります。

(『改訂正文遺韻』P152(復刻版). 初版1953. 『正文遺韻』 初版は1937)

これは八島英雄氏が紹介しているものです。日露戦争を日清戦争と書き誤っていますが、日露戦争の布告が2月10日で、その直後に出されたものです。大正3年の第一次世界大戦時のものでは、借物ノ教理が身命を国家のために捧げる根拠とされています。

諭達が出始めたのは明治36年の、一派独立を準備してからです。

日清戦争が十日に始まって、明治37年2月13日に二番目の諭達がでたのですが、それをみると、

(前略) 我教会ノつとニ以テ神祇ヲ敬崇シ群衆ヲ化導ル所モノハ神明ノ附興シ玉ヘル所ノ靈魂ト 神明ヨリ借受ケタル所ノ肢体ト  
ヲ挙ケテ之ヲ国家ニ殉スノ誠意ニ他ナラズ

借物の理をこのように説いているのです。

神様からいただいた靈魂と神様から借りている身体は、国家の為につくすことが信仰であるというわけです。

そして、

是レ我教祖ノ遺訓ニシテ我教会ノ本務ナリ

戦争の為に心身ともに捧げることが教会の本務だといっているのです。

また、欧州大戦の時にも同様なことが書かれています。

大正3年8月25日の諭達には、

本教徒ニシテ出征ノ命ニ接シタルモノハ 借物ノ教理ヲ自覚シテ身命ヲ惜マズ以テ一切ノ軍事行動ニ従ウベク

借物の教理を、神様から貸していただいている身体を神様が始めた戦争の為に使うことが正しいのであって、神様とは天皇であると教えていたのです。(『ほんあづまNo.300』P13. 1994. 八島英雄)

かしの教理がどこまでさかのぼれるかという点で興味ある考察があります。増井りんが入信したのは明治7年で、その時に教えられた中に、かしの教理があったというものです。これは昭和3年に書かれたりん自身の文章を根拠にしたものですが、昭和3年という時期、神祐録号掲載ということからみて、信じ難い気がします。

史実からいえば、明治7年、大和神社の神職と神の守護について問答をしている。『稿本天理教教祖伝』によれば、仲田儀三郎、松尾市兵衛の両名は、「持参したおふでさき第三号と第四号を出して、当方の神様は、かく／＼の御守護を為し下さる、元の神・実の神である。と、日頃教えられた通り述べ立てた」、さらには、翌日、教祖はやってきた石上神宮の神職たちに直接会われ、「親神の守護について詳しく説き諭された」(115～117頁)のである。このとき、仲田、松尾がほこりの説き分けを語ったのかどうか。その点は判然としない。

さらに『稿本天理教教祖伝逸話篇』三六「定めた心」に、増井りんの話がある。明治七年、たすけを願って**男衆**を代参にたてて庄屋敷へ。「赤衣を召された教祖を拝み、取次の万々から教の理を承わり、その上、角目角目を書いてもらって」、あるいは「こうして、**教の理**を聞かせて頂いた上からは」、また、おちばへお礼詣りをした翌日、「仲田から**教の理**を聞かせてもらい」、さらに、教祖からお言葉があった。「佐右衛門さん、よくよく聞かしてやってくれますよう。目の見えんのは、神様が目の向こうへ手を出してござるようなものにて、さあ、向こうは見えんと言っている。さあ、手をのけたら、直ぐ見える。」(59～62頁)と仰せられている。「教の理」といわれることが、具体的にどのような内容をもつものだろうか。澤井勇一は「身のうちの理、貸物借物の御教理、八ッの埃、その他の御教理」であると指摘している。（「ほこりの説き分け考—地方教理文書を主として」安井幹夫、『天研15号』P47. 2013. 天理教校研究所）

### 『道之友』に掲載された増井りん自身の話—明治7年に「貸物借物の御教理」はあった！？

幾太郎がそれを受取って判読いたしますると、其処には、身のうちの理、貸物借物の御教理、八ッの埃、その他の御教理が細々と認められ、三日三夜のお願をなさる時は必らずこの御教理を胸におさめてからなさる様にと添へ書きしてありました。私は幾太郎の読みあげるのを静かに聞いてみました。その時初めて成る程と合点がゆき、助けてくれ／＼だけでは御守護のなかつたことも判然わかりましたので『斯うして御教理を聞かしていただきますれば、仮令自分の身上や一家が何うなっても結構でござりまする。今後は暑さ寒さはいとはず、一家の因縁果しの為なれば、たとへ二本の杖にすがってゞも助け一条の為通らしていただきます。因縁果しの為なら母子四人、火の中、水の中でも通る上に不足心は更らに使ひません』と深く心定めをいたしまして、再び三日三夜のお願をさしていただきました。（前掲『みちのとも』9～11頁）〈※昭和3年12月5日号〉

（「『逸話編』の「三六 定めた心」における「教えの理」の位置と内容—増井りん「長いことつとめるんやで」を読みつつ」『天研14号』2012. P9の引用文. 澤井勇一）

## (3) 神祐録ということ

増井りん「長いことつとめるのやで」の冒頭部が、

神祐録に載せるので、私のお助けを頂いた当時の模様を書く様にとのお言葉で御座みますから、ぼつ／＼思い出のまゝを申し上げます。(前掲『みちのとも』八頁。〈※昭和3年12月5日号〉)

という語り出しからはじまっていることである。この『みちのとも』の昭和三年十二月五日号というのは、神祐録号なのである。この年の十月、道友社主催で読者大会が行われたが、その中で特に読者の神祐録にたいする期待がとて多かつたことをふまえて、「編輯後記」に「今度の神祐録号の編輯は可成の英断であった。いつでも片隅にあつた神祐録を中央に持って来たことと読者欄を歓迎したのは我々が如何に読者本位でゆかうとしてゐるかの一端を示すものではある」と記し、その巻頭言の堀越儀郎「神祐録の使命」において、「我々はこゝで良く神祐録が何故かくの如く読者に期待されるのであるか、又現在の神祐録はあのまゝで真に読者感を感奮せしめることが出来るか等のことについて充分考へて見たいのである」と前置きして、「神祐録はこのお助けの确实にあがつた実績の発表なのである。個人としては如何にして、自分が如何なる状態から救はれていつたか—そのよろこびの発表」であるが、それを越えて、「神祐録を期待してゐらるゝ読者に対して、どう云ふ風に働きかけてゆくか—それが又考へなければならぬ問題である」とつづけて、「読者の要求である様に今後神祐録はもつと具体的に、もつと詳細に救はれてゆく心の経過、悟りによつて開かれた胸底のよろこびについて書いて頂きたいものであると思ふ」と書かれている。／そして、巻末には、「神祐録に対する希望」というテーマで、田代澤治、篠森富次の両氏の文章が載せられている。

道の友の神祐録を読んで感ずることは、否これまでに感じたことは、どういふ懺悔でよくして貰つたかと思はれる廉の書かれてないことが何としても物足りない唯一であつた。然かもこの私の思ひが、私一個のものでなかつたといふことを読者大会に於て証明し得たのだつた。(田代澤治「新しい希望一つ」68頁)／須く不思議な助けを頂いた、否頂くといふ時には『真実誠より、神様に喰ひつくほどのザンゲより出たる心定め』これが第一でなければならぬと思ふ。それが如何なる人にもある以上、神祐記録の中核として現はされねばならぬものだと考へるのであります。(篠森富次「ザンゲの中心を語れ」72頁)

巻頭言の堀越儀郎「神祐録の使命」、そして、巻末の田代澤治、篠森富次「神祐録に対する希望」について言及したが、その神祐録号の「老先生の御話」として掲載されたのが、松村吉太郎「カズカズの靈救の中から」と増井りん「長いことつとめるのやで」であるということである。この教話について「編輯後記」が、「本号の異彩は何と云つても松村吉太郎先生と増井リン先生の靈救談である、こう云ふものをお助け人はほんとに求めてゐらるゝのではなからうか」と語っているように、巻頭の「神祐録の使命」と巻末の「神祐録に対する希望」という記事に見事に対応しているといえる。／この増井りん「長いことつとめるのやで」という教話における「身のうちの理、貸物借物の御教理、ハツの埃、その他の御教理」が、「教の理」ということばで『稿本天理教教祖伝逸話篇』の「三六定めた心」に収められている。その意味は、『天理教教典』の後篇における「教の理」とかさねあわせることによって、神祐録における「教の理」の位置づけも明確になるであろう。(「『逸話編』の「三六 定めた心」における「教の理」の位置と内容—増井りん「長いことつとめるのやで」を読みつつ」『天研14号』2012. P21. 澤井勇一)

『天理教教祖伝逸話編』36.「定めた心」です。これは昭和3年のりん自筆の文を参考に行しているようですが、そこにあった「身のうちの理、貸物借物の御教理、ハツの埃、その他の御教理」は「教えの理」とあるのみです。なぜ『逸話編』では「教えの理」の内容を入れなかったのか、気になるところです。

### 三六 定めた心

明治七年十二月四日（陰曆十月二十六日）朝、増井りんは、起き上がろうとすると、不思議や両眼が腫れ上がって、非常な痛みを感じた。日に日に悪化し、医者に診てもらおうと、ソコヒとのことである。そこで、驚いて、医者の手を尽くしたが、とうとう失明してしまった。夫になくなられてから二年後のことである。／ こうして、一家の者が悲嘆の涙に泣いている時、年末年始の頃、（陰曆十一月下旬）当時十二才の長男幾太郎が、竜田へ行って、道連れになった人から、「大和庄屋敷の天竜さんは、何んでもよく救けて下さる。三日三夜の祈祷で救かる。」という話を聞いてもどった。それで早速、親子が、大和の方を向いて、三日三夜お願いしたが、一向に効能はあらわれない。そこで、男衆の為八を庄屋敷へ代参させることになった。朝暗いうちに大泉を出発して、昼前にお屋敷へ着いた為八は、赤衣を召された教祖を拝み、取次の方々から**教の理**を承り、その上、角目角目を書いてもらって、戻って来た。／ これを幾太郎が読み、りんが聞き、「こうして、**教の理**を聞かせて頂いた上からは、自分の身上はどうなっても結構でございます。我が家のいんねん果たしのためには、暑さ寒さをいとわず、二本の杖にすがってでも、たすけ一条のため通らせて頂きます。今後、親子三人は、たとひ火の中水の中でも、道ならば喜んで通らせて頂きます。」と、家族一同、堅い心定めをした。／ りんは言うに及ばず、幾太郎と八才のとみゑも水行して、一家揃うて三日三夜のお願いに取いかかった。おぢばの方を向いて、／ なむてんりわうのみこと／と、繰り返し繰り返して、お願いしたのである。

やがて、まる三日目の夜明けが来た。火鉢の前で、お願い中端座しつづけていたりんの横にいたとみゑが、戸の隙間から差し来る光を見て、思わず、「あ、お母さん、夜が明けました。」と、言った。／ その声に、りんが、表玄関の方を見ると、戸の隙間から、一条の光がもれている。夢かと思いながら、つと立って玄関まで走り、雨戸をくると、外は、昔と変わらぬ朝の光を受けて輝いていた。不思議な全快の御守護を頂いたのである。（『天理教教祖伝逸話編』36.P58）

## 「かしもの、かりもの」はなぜ批判の対象にならなかったのか

ここで、「かしもの・かりもの」の教えはその批判の対象になっていなかった」という問題をみてみましょう。幡鎌氏は「当時の社会にかしもの・かりものという教えを引き受ける幅広い土壌があり、それを明確に概念化したところに教えの新しさがあり、それゆえに批判の対象になりにくかった」のだという見解を示しています。その根拠として、石門心学の教えが天理教の教理として使われていることを指摘しています。それと同様に、「かしもの」教理は当時の社会にすでに存在したがために、批判の対象にならなかったということでしょうか。同氏は教祖の教えは「それを明確に概念化したところに教えの新しさがあ」ったのだとしています。果たしてそうだったのだろうかという疑問も出てきます。

いくつかの批判書を検討してきたが、天理教の教えの把握が異なる上、批判にはそれぞれの宗派色が出ており、論者でとらえ方が違っている。結局、最大公約数的に元始まりの話や八つのほこりなどの批判に収れんして行くのだろうと思われる。もちろん、およそ事実ではない事項が加えられることもしばしばであった。／ とはいえ、かしもの・かりものについては、実際あまり言及されていない。先にも触れたとおり、当時の天理教の立場の出版物は低調で、かしもの・かりもののみならず、深められた教義が表明されているわけではない。それを差し引いてみても、十柱の神と八つのほこりが批判され、かしもの・かりものが無視されるはなぜなのだろう。／ 一連の論者の主張には、正邪を基軸にした比較宗教論が組み込まれていたことは明らかである。仏教者からみれば邪教であるキリスト教と天理教の創造神話がどこかで通じていると論じること、天理王命という神名が、記紀にないこと、十柱の神の位置づけが記紀の神話と異なっていること、神道に属しながらたいしよく天は仏教に由来するという論法である。あるいは八つのほこりを仏教の七情や三毒に当てはめて、仏教の根源作を説くのも同様である。高野友治が指摘した天理教批判の要点のなにがしかは、既存宗教あるいは日本の宗教的風土との共通性・異質性の両面性ゆえのことだったのである。

批判書はあくまでも批判書である。そこに取り上げられないのなら、批判できない、あるいは批判しにくい対象だということになるだろう。現実には布教現場でかしもの・かりものが説かれているにもかかわらず、それが批判されないとすれば、おそらく当時の社会にかしもの・かりものという教えを引き受ける幅広い土壌があり、それを明確に概念化したところに教えの新しさがあり、それゆえに批判の対象になりにくかったとみることができるように思われる。(幡鎌一弘. 2016. 『天理大学おやさと研究所年報』第22号. P85)

中山正善は、明治期の説教では石門心学が使われていたことを指摘しているが、明治に生きた武田福蔵も『天理教御開祖真実之御話』の冒頭で、「天理教と謂へる題目にのみ眼を注ぎてこれを買ひ求め帰りて後、之を繙き見るに、更にその真実の御話なるものゝ記されて無く、心学道話の句詞を襲ひたるか、或は近古の聖人や賢人の格言などを蒐めたるに過ぎません」書いている。当時一定の知識ある人は、天理教の説教がどこかで石門心学の影響を受けていると知っていたのである。……………心学道話では、八つのほこりに類する話もあり、「たんのう（足納）」という言葉も用いられている。たんのうするだけで、何を見ても聞いてもありがたくなる。胸の中に極楽世界が現れる。無理を言われることまでもありがたくなるというのである。(幡鎌一弘. 同. P87)

幡鎌氏は天理教教理の中に、心学道話などの教えと類似のものを列挙しています。古い信者などが教祖の教えに近いものを探し、それらを教祖の教えの如くに説いていったということでしょう。それは、教祖の教えではないということです。

説教のベースとなる「心学道話」（幡鎌一弘氏公開講座「『かしもの・かりもの』教理と展開. 2014. 12. 25」のレジュメより抜粋）

★武田福蔵『天理教御開祖真実之御話』（武田福蔵、1901年、p. 2）

「天理教と謂へる題目にのみ眼を注ぎてこれを買ひ求め帰りて後之を幡き見るに、更にその真実の御話なるものゝ記されて無く、心学道話の判詞(くとう)を襲(おそ)ひたるか、或は近古の聖人や賢人の格言などを蒐めたるに過ぎません」

★「心のせんたく」（『心学道話全集』第2巻、忠誠堂、1928年、p. 719）

「況んや凡夫、唯よい物に執着し、ほしい、をしいばかりを、得わすれぬ。執心ぐるめに、喰うて居るのじゃ。（略）ほしい、をしい、にくい、かわいと、おもうてゐる内から、きえてしまふ。朝から晩まで、ひとつも、とどまるものでないものに、とりついて、なやみくるしむ」

★「一以貫く」（『心学道話全集』第6巻、忠誠堂、1928年、p. 2260）。

「日々新に、戦々競々、朝夕神仏を礼拝するにも、ただ心の吟味をするのじゃ。腹の中に、何にも穢れたものはないか先祖の御心に背きはせぬか。若し得て勝手して、人の難儀をさせてはゐぬかと、たゞ己を責むるのじゃ。「已に克って礼に復る」が、人の道じゃ。」

★「たんなふするばかり」（『心学道話全集』第6巻、忠誠堂、1928年、p. 2188）

「一念開くとは、念を捨ててゝ我身に立かへる事じゃ。何にも六つヶ敷事はない。たんなうするばかり。／何見ても何を聞いても有難や此御仏の有らん限りは／麦の出来るのも、米の出来るも、雨の降るのも、風の吹くのも（略）、我たった一人への御馳走と、足納して見れば、誠に胸の極楽世界じゃ。／足納をするとせぬとの胸の中地獄も有れば極楽もあり（略）一切万物、たった独（ひとり）への御苦勞と、足納してみれば向ふから、無理いうて来るの迄、有難うなる。」—中略—

★ファシズム

・米村嘉一郎『国賊天理教』（赤化防止団出版部、1928）

「そして国法は至仁至慈ましますわが至尊陛下の大御心の具体化したものであってみれば、吾人の身体も財産も皆是れ現津御神にまします、至尊陛下より貸与されたものたるは極めて明らかな事実であるが」（p92）→国法による所有権の承認／天皇によるかしもの・かりもの観（天皇制下での私有財産の否定）

心学道話の話が天理教の教理に混入していたことについての文です。明治31年に別席話を統一しようという「おさしづ」がでたという記事の中に、「心学道話の話をもつてきたりして」いたことが書かれています。

明治三十一年であったかに、別席の御話を一つの理に揃えるようにといったおさしづがあるが、このおさしづがあったという結果を表面から思案すると、明治三十一年というと、教祖が御自らその御口を通して説かれた時代から、既に十一年経っている。その間今で言えば本部員のような立場で御用をつとめていた人々が、話を取次いでいたのであるが、おさしづによって、おさしづを胸に治めて取次いでいるが、常に元を正しつつ居つたかと言えはそうではなかった。私はこうだった。私の経験からするとこれはこうだといった風に、悪気も何も無しに、ついついこふき話の内容に色がついてみたり、各自の註釈が入つてみたり、又は手前味噌のようなことになつてしまつたりしたであろうと想像は出来る。人を相手に話をするのであるから、話をしている中に、解らせよう、反応を大きくしようとな無意識の中に我を出すことは、誰でも何処でも考え得る点である。が、身が入りすぎて人情が細くなればなり過ぎる程、肝心の話はそちのけの形になってしまつたのではなからうか。銘々がそうした風潮を競い合つてしまつたとしたら、どういふ事になるか。恐らく人情から推しても、この当時に於てこういう嫌いが多分にあつたろう事は想像に難くない。それを引きしめられて別席の本義を強調するおさしづが現われる結果が、此処から導かれたように考えるのである。もう少しこの点を、文献によつてはつきり研究を進めてみたら、私の言ふ事がきつと証明出来ると私は考えている。おさしづに従つて先に申したように、当時本部員に該当する人達全部から、お前はどんな話をしているのかという具合に、皆各々が話している材料を記してもらつて、それを親父の手許に取り寄せた。その書いた物が現在でも残っているのだが、甲の人、乙の人と読んでみると、成程皆多少は違つている。教祖の御話を取次ぐのだけれど、各自が自分の信仰過程をくつつけて、私はこうして助かつた。私はあの時こんな話を聞いたという話が出て来る。まあ今と違つて明治の終り頃迄は、人が人に向つて御話をするのに大分困つたという例があるので、材料が無くて人を得心させる事が難しかつた。心学道話の話をもつてきたりして、苦心していた事もあると言ひ伝えられている。（『おふでさき概説』P163. 中山正善. 1965）

【明治三十一年五月十二日 夜】……………日々のあたゑ配与方の願  
さあ／＼尋ねる処／＼、そらもうこれ、どんな者でもこんな者でも同じ事情なら誰が聞いたて成程と言う。違つてありては成程とは言えん。違つた事はどうもならん。違つたから何ぼ違つたら知れん。どんな理になるとも分たらん。そこでさしづしてある。日々中にどうやこうや、言ひようで違つたよつて一つの理に集め／＼。日々別席する。論しよで間違ふ。取りよう／＼で間違ふ。もう何ぼ切り長い話しても、第一の理を聞き取る事出けん。こゝと／＼折り目切り目の理を聞かし、十人なら十人、一二三と言うたら、それに違つたよつて論して貰ひたい。そこで前々にも論したる。俺はこういう論し誰はこういう論し、それ／＼書き取つてしんばしらに出して、それより席に尋ね、そうしたらどんな者が聞いても、成程あれならなあ、あれでこそなあと言う。それより結構は無い。何にもならん話した処がどうもならん。紋型も無い処からのこの道の結構という、元の理を論さにやならん。これは言うまでや。論しても居るやろう。……………

## 八島英雄氏のかしもの説《転輪聖王の政治—富のないものに富を返し与える》

教祖が教えられた神名が「てんりんおう」だったことは少し天理教文献の勉強をした人であれば知っていることでしょう。八島氏はこれを仏教の「転輪王」であるとして教説を展開しています。その線での「かしのもの、かりもの」を解釈するうえでのポイントは「富のないものに富を返し与える」ということです。

転輪王の道がどのように伝えられていたかを、仏教の転輪聖王修行経にはどのように書かれていたかを示そうと思います。／中国語を翻訳したものが出版されていますので、それを例に挙げます。／大法輪閣版、新釈仏教聖典の中の転輪王というところに、基になっているのは転輪聖王修行経なのですが、転輪王の道がどのように説かれているのかをみると、お釈迦様の説教として書かれています。（『ほんあづま326号』P20. 1996. 八島英雄）

仏教の転輪王思想 《転輪聖王の政治—富のないものに富を返し与える》 【『新釈仏教聖典』の要約】

①「父王よ、その転輪王の正法とは何でありますか」。／「愛子よ、法により、法を敬い、法を旗とし、法の守護と防禦とを定めよ、汝の領地の内に不法のないよう、富のないものに富を返し与えるがよい、一中略一不善を離れて善に就くがよい、愛子よ、これが転輪王の正法である」。

②第七の王が出家した時、長子の王は父の出家に転輪王の正法を問わず、又行おうとせなかった。／富のない者に富を返し与えることを怠った。その結果として貧しい者は益（ますます）乏しく、又その数を増して、他の与えないものを盗む者ができてきた。／

③王は命（いいつ）けて盗人を縛り、頭を剃って市中を引廻し、市外の断頭場で頭を刎ねた。／

④人民はこれを知り、銘銘剣を用意して盗人を根絶しようとした。それが為に却って村を襲い、町を襲い、道に追剥する者が増して、争いが多くなった。／虚言ができて、密告する者が現れ、仲を割く語が多くなり、邪淫な人ができ、邪しまの見（かんがえ）が顕れ、貪（むさぼり）と瞋（いかり）とが盛んになり、無法と邪法がはびこり、人間の寿命が追迫に減ってきた。一中略一かくして彼等は、互いに憤（いきどおり）と殺害の思を起し、一中略一剣の突き合が始まるであろう。

⑤この悲惨な出来事は皆、自分達が悪に取りつかれたためであるから、これから善に立ち返ろうと気がつき、一中略一次に無法と邪法をやめ、貪と瞋（いかり）を滅ばし、邪（よこ）しまの見をはなれ、仲を割く語をすて、妄語をとどめる様になる。この結果、嘗て十歳に減った寿命が八万歳になって、人の娘は五百歳にして嫁入するようになる。

⑥六. 弟子らよ、その王の世に弥勒仏が顕われたまい、今の私のようにさとりをひらき、私のように法を説き、数千の弟子衆を率い給うであろう。》（『新釈仏教聖典』（大宝輪閣. 1976. p211～214）

## 富は転輪王が借りている、それを民に返すのが借物の教理

八島説は公地公民制、帝の土地、帝の民という考え方を前提にしています。帝(王)が民に貸しているという考え方を、民が王に貸している一預けている、というように逆転させます。だから王(転輪王)は民に返さなければならない、ということです。ただ、富の場合はこのように考えることは出来ますが、身体を貸すという意味から考えるとどうなのかという疑問も出てきます。447号にある身体は「たすけ一条に働くために借りている」というほうが、教祖の教えに合っていそうです。

**逆転した借物の理** / 富のない者に富を返し与えるという言葉が重ねて出てきますが、返すということは富は王のものではないということです。 / 富は誰のものなのか、それが借物の教理なのです。 / みかぐらうたで示された転輪王の道で言うと、富は王が借りているのです。民が働いてつくった富を王が借りているのです。 / そして、民が暮らしやすくなるように、優れた知恵で配分するのが王のつとめなのです。 / 民の富を王が借りているのですから、富のない者が居れば富を返すという表現を転輪王の道では使っているのです。 / これが王法の道や応法の道とは全く違うところです。 / 日本の八紘一字の道では公地公民制でした。帝の土地、帝の民だったのです。 / 帝の奴隷が帝の土地を耕し、得た物は根こそぎ持って来いというものでした。借物であり自身の物ではないと言っていたのです。 / 借物の理が逆転しているのです。 (『ほんあづま326号』P22. 1996. 八島英雄)

本吾孀は布教所を宣言して、最初のおたすけは後に部内教会になった早野タマさんの娘さんの身上からです。その時に八島松四郎は、三日の願いをかけたのです。しかし、三日目に死んでいるのです。病人は死んでいるのです。 / ところがその時、自分たち家族までが見放しているこの娘を、何とかしてたすけたいと一生懸命に努力してくれるこの人は誠意の人だと感じたと言うのです。 / 説いた方の私の父は、後に借物の理を一生懸命に説いたのだと言うのです。

何と言っても「借物の理かわからねばどうもならん」です。おふでさきを読んでいたら、本当の借物の理を説いたら、今までの「帝の国土、帝の奴隷」という、借り賃さえ払えばどんな生き方をしても良い、と言うような考えまで持てる権力者から借りているもの、権力者から借りているこの身体という考え方を、根こそぎ教祖が改めて世界たすけのために、すべてのものもこの身体もたすけ一条に働くために借りているのだと言う、その借物の考え方を切りかえたのが教祖です。

これは天皇の先祖が神様だという教典が出ているのに、教祖を神様、教祖の教えた真理を神様と言うのはけしからんと、辞任させられ、死にいたった泉田藤吉を師とも兄でしとも頼んでいた南の松永さん、それから東本の中川弥吉、その伝統を受けた八島松四郎という、本当のたすけ一条、借物の理はここにあるという転輪王の心になって世界たすけに生きるという、その宣言がお道の基本だと言うことを一生懸命に伝えても、相手はあまりにも常識と違うので理解できなかったのです。 / ただ娘をたすけようと思って一生懸命に努力してくれているこの若い布教師、この人の言うことは本当だ、生活の師として頼もうと言って繋がったのが、本吾孀分教会の三分の一をしめる信者を育てた星野タマさんという人です。 (『ほんあづま447号』P22. 2006)

八島氏の「かしの、かりもの」－ 神様からの借りものを助け合いに生かせが、親神様の思い  
－日本には教祖の教えた借りものの話以外に、従前から説かれていた借りものの話が通用していた－

ここでは「おふでさき」を引用して、従来の公地公民的なかしの観に対して、教祖は、人間も物もすべて助け合って陽気づくめに暮らすように神様が貸して下さっているものだという教えを説いたのだとあります。

たん／＼となに事にてもこのよふわ 神のからだやしやんしてみよ三－135 めへ／＼のみのうちよりのかりものを しらずにいてはなにもわからん三－137  
借りものの理とは、お道の入門の教えであり、また極意でもある重要な教理である。しかし、「すべては神様からの借りものです」と言ったからといって、お道の借りものの理を取り次いだとは言えないのである。

かりもの／＼と言うては居れど、がりものの理が分からん(明23.6.17)

日本には、教祖の教えた借りものの理以外に、従前から説かれていた借りものの話が通用していたのである。／ 徳川時代には、農民の所有していた田畑は一坪もなく、土地(版)も人(籍)も、すべては將軍、大名などの領主のものであったのである。農氏にとって、すべては借りものであり、借りたら借り賃払えという考えは、常識であったのである。／ これに対して、人間も物もすべては、助け合って陽気づくめに暮らすように神様が貸して下さっているもので、誰のものでもない、皆のものであり、助け合いに使うべき、神の働きなのだ教えられたのである。／ すべてのものは、助け合いに使う初めて喜びを生み出し、倒し合いに使ったら、価値がなくなるどころか、害になるという、ものの本質を自覚させることが、持てる者の欲を消滅させ、それが諸々の悩みを解消するのである。そして誰のものでもない、皆のものだという考えが、持たざる者の心に希望の灯を点ずるのである。

お道の人間は、まず第一に、俺のものだ、俺が勝手に使うという考えを持たないことである。人間の中に貸主を認め、それによって借り手を支配しようという心が、この世の不幸のもとなのである。／ 人間の中に貸主や貸主の代官のような考えを持つ者をなくして、神様からの借りものを助け合いに生かす喜びの生活を味わえとせき込まれているのが、この世の親神様の思いなのである。／ 差別ある

借りものの話は、陽気づくめの害になるのである。／高山にそだつる木もたにそこに そたつる木もみなをなじ事三－125  
にんけんはみな／＼神のかしものや 神のちうよふこれをしらんか三－126 (『ほんあづま72号』巻頭言. 1975. 八島英雄)

### 此国にあるとあらゆる物、悉く天子様の物 — 明治新政府のかしもの・かりもの論

次頁の資料は、明治新政府が天皇支配の正統性を主張するために全国に普及させたものです。ここに「此国にあるとあらゆる物、悉く天子様の物にあらざるはなし」とあって、この天子様のものを使わせて頂いている(借りている)のが人民だというわけです。これは新政府のかしもの・かりもの論です。天理教の戦争時の諭達(当資料P11)や「吾人の身体も財産も皆是れ現津御神にまします、至尊陛下より貸与されたもの」(『国賊天理教』当資料P16)につながっています。

維新政府は、将軍に代えて最高の権力者と担いだ天皇を、どう人民に宣伝したのでしょうか。これまでは天皇は人民にとって縁遠い存在でした。この時期、人民は将軍・大名あるを知って、天皇あるを知らずと政府首脳は慨歎していました。しかしこれは天皇の權威・権力を国民に浸透させる必要を説くための口説で、若干誇張があります。江戸時代後期には、儒学・国学が農村の村役人層、都市の富裕商人の間に広がり、天皇についての知識をある程度もっていました。庶民の間に盛んであった伊勢参宮の信仰は、外宮（豊受大神宮）中心でしたが、天照皇大神＝天皇につながるものがありました。僧侶・神職・職人・医者・絵師・陰陽師・盲人等は、形式的にせよ、朝廷あるいは公家の支配を受けている組織に組みこまれていました。しかしそうしたことから庶民が描いた天皇像は、徳川幕府成立以前の、とうに過ぎ去った王朝時代の姿であるか、隔絶された社会のなかでの神秘的な存在であったので、統治の実績をもっておらず、人民の現実生活にとっては縁遠い存在でした。そうした天皇がいきなり最高の権力者・統治者として国民の前にあらわれたのです。／ 次の史料は1868年10月、京都府が人民に向けて天皇支配の正統性を告諭したものです。この種のものとしては、もっとも早く出、また内容が整っているというので、翌年2月政府はこれを印刷し全国に普及させる措置をとりました。いわば天皇宣伝の模範文とされたものです。

告諭大意　／夫人は万物の靈とて、天地間に稟(をうくる)レ生もの、人より尊きものはなし。殊に我国は神州と号(ごうし)て、世界中あらゆる国々我国に勝れたる風儀なし。尊き人と生れ、勝れたる神州に住ながら、其辺へは心もつかず、徒に一生を過るは、云かひなき事ならずや。人の禽獣に異なるゆゑんは、道理を弁へ、恩儀を忘れざるの心あればなり。……………一銭の御救に預りし事もなく、一点の御厄介に成し事もなく、我働にて我世を渡り、更に御国恩を蒙りたる覚なしと思ふ者もあらんかなれども、それは大なる心得違にて、諺に云、挑燈(ちょうちん)かりし恩は知れども月日の照し給ふ恩はしらぬといふに同じ。御国恩は広大にして極りなし。能々考へ見よ。天孫關(ひら)き給ふ国なれば、此国にあるとあらゆる物、悉く天子様の物にあらざるはなし。生れ落れば天子様の水にて洗ひ上られ、死すれば天子様の土地に葬られ、食ふ米も衣る衣類も笠も杖も、皆天子様の御土地に出来たる物にて、尚世渡りのなし易きやうにと、通用金銭造らせられ、儲る金も遣ふ銭も、尽く天子様の御制度にて用弁叶ふなり。……………明治紀元戊辰年　／　京都府

まず「神州」が外国と異なるありがたい国だという説教から始まります。それは皇統連綿、「君臣の因(ちなみ)〔関係〕」が開關以来変わることがないという「久しき御恩沢」に報いる志がなくてはならぬというのです。それならば君臣関係が永く続いたという理由をもって、天皇支配への報恩を人民に納得させることができると考えていたかという、告諭の執筆者もそうは考えていなかった。というのは、そのすぐあとに「一銭の御救に預りし事心なく、一点の御厄介に成し事ぬたく、我働にて我世を渡り、更に御国恩を蒙りたる覚なし」と思う者があるだろうといい、その「大なる心得違」を諭しているからです。それならば、どういう説諭の論理を用意したかといえ、この国は天孫が關(ひら)いた国なのだから、この国のありとあらゆるものはことごとく天子様の物であり、生れてから死ぬまで天子様のお蔭を受けているのだというのです。何一つ天皇の恩恵を受けていないという、人民側の生活実感にもとづくきわめて現実的な見方と、「生れ落れば天子様の水にて洗ひ上られ、死すれば天子様の土地に葬られ」という政府側の観念的な説教とは、まさに対蹠的でした。後者の論理が太刀打ちできないのは当然でした。(『明治維新と天皇』P90. 遠山茂樹. 岩波書店. 1991)

## 「おふでさき」中の「かしの、かりもの」解釈－教祖は平等を説いた

新政府が主張する「天子様からのかしの論」に対して、教祖のかしの論は何を説いたのかが問題になるところです。

すでに述べたように、「おふでさき」には「かしの、かりもの」が6首あります。これらのうちの何首かは、『天理教教典』や前ページの八島氏の論考でも引用されていますが、ここでは、6首の解釈をていねいにしていきたいと思えます。

### 三号41. にんけんハみな／＼神のかしのや なんとをもふてつこているやら

おふでさきの記述には、具体的な事実がその背景にある場合が多い。その事実が分からないと解釈が出来ない。28.29はその例です。ここでは、明治5年に小寒の姉、梶本に嫁いだおはるが亡くなり、その後妻として小寒が梶本に行く事となったという事情があります。これに教祖は反対し、どうしても行くならば、3年目には帰ってくるようにという約束をさせました。明治7年は、5年から数えて3年目に当たり、教祖が小寒に約束を守り帰ってくるよう説いているのがこの一連のお歌です。この一連のおうたは明治6年暮れに書かれたと思われます。

28では、一般的な常識として返せといえます。子が泣くのは、神(教祖)の口説きである。なぜ返せというのかと言えば、「人をたすける」場であるおやしきに戻って来いという分けです。世間一般の考えで、姉の後妻に行く事が「をふみち」だと思っても、戻ってくれば、今は道があるのかないのか分からない様であっても、先には「ほんみち」があるのだ。この世界は神の体であり、その神の願いは世界一列をたすけることである。人間の体は、世界一列をたすける神が貸したもので、神の願いに合ったように使ってほしい、だから(教祖と一緒に世界助けの仕事をしてほしい)小寒には早く世界だすけを教える場であるおやしきに戻って来てほしいのだというような意味がこの一連のお歌にはあります。

### 三号

28. 人のものかりたるならばりかいるで はやくへんさいれゑをゆうなり
29. 子のよなきをもふ心ハちがうでな こがなくでな神のくときや
30. はや／＼と神がしらしてやるほどに いかな事でもしかときゝわけ
31. をや／＼の心ちがいのないよふに はやくしやんをするがよいぞや
32. しんぢつに人をたすける心なら 神のくときハなにもないぞや
33. めへ／＼にいまさいよくばよき事と をもふ心ハみなちがうでな
34. てがけからいかなをふみちとふりても すゑのほそみちみゑてないから
35. にんげんハあざないものであるからに すゑのみちすじさらにわからん
36. いまの事なにもゆうでハないほどに さきのをふくはんみちがみへるで
37. いまのみちいかなみちでもなけくなよ さきのほんみちたのしゆでいよ
38. しんぢつにたすけ一ぢよの心なら なにゆいでもしかとうけとる
39. 口さきのついしよはかりハいらんもの しんの心にまことあるなら
40. たん／＼となに事にてもこのよふわ 神のからだやしやんしてみよ
41. にんけんハみな／＼神のかしのや なんとをもふてつこているやら

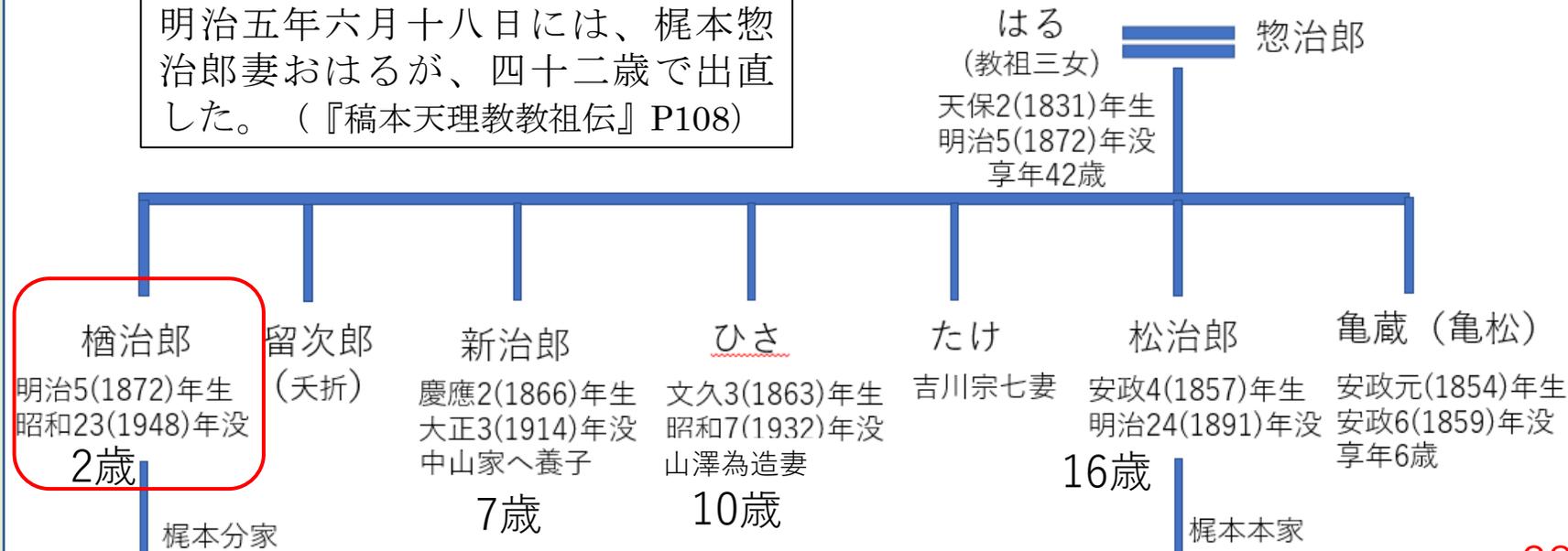
明治6年の末に、教祖の周辺で「夜泣き」するような子供は誰でしょうか。教祖の三女おはるが明治5年6月に子供を産んですぐに亡くなります。その時の子が榎治郎で満一歳半になっています。この榎治郎の他に教祖の周辺で夜泣きするような年齢の子供はいません。ではおはるが亡くなった後この子を育てていたのは誰でしょうか。

それは小寒です。梶本や周りの人々の頼みで、教祖が止めるにもかかわらず、小寒は梶本へ行き、「のちぞひ同様にくら」すこととなります。その時、教祖は「『三年の間貸す』と仰せになつ」(「小寒子略伝」)たと伝えられています。ここから三号28の「人のものかりたるならば」が出て来るのです。

明治5年に梶本へ行った小寒は、足掛けで、明治7年に入ると3年目になります。それゆえ30で「はや／＼と神がしらしてやる」こととなります。31の「おや／＼」とは惣治郎と小寒のことでしょう。32「人をたすける心」とはおやしきに戻ることを云われたのでしょうか。33「いまさいよくばよき事」とは、榎治郎を育てることで、そのために「たすける心」を忘れてしまうような「心ハみなちがう」のです。その後、道にたとえた話が続いて、38で「たすけーぢよの心」が出てきます。これは世界だすけの心です。小寒に対する教祖の姿勢は大変厳しい。梶本家の為ではなく、世界だすけのためにおやしきに戻れ、そして41が出て来ます。

小寒様御逝去 / 明治八年九月廿七日、若き神さんと呼び奉りたる小寒様、御死去被遊。是より前、明治五年姉春子様、赤児をのこしてみまかりし故、その赤児を養育する為に、来てくれとの頼みにより、御教祖様、御許しあらざるに、小寒様は無理にもゆきたいと被仰、教祖様の御止めに成るを聞かざりしかば、仰せらるゝには、 / 『夫では三年だけやで、三年の後には、赤ききものをきて、上段の間へ坐つて、人に押まれる様になるのやで』 / と御咄しあり。 / 其時は、何のさとりもなく、もしも、そんな事になる様やつたら、どうぞ止めて下されや。わしや、そんな事かなわぬさかいに、とある人々にたのみたりしと。然るに、梶本様へ行きて、のちぞひ同様にくらしけるより、遂に神様の思召にそむき、よぎなくみまかるに立至り、はしなくも人に押まるゝ様になるとの仰せに帰したり。(『正文遺韻』昭和12年版P120.『改訂正文遺韻』復刻版P109)

明治五年六月十八日には、梶本惣治郎妻おはるが、四十二歳で出直した。(『稿本天理教教祖伝』P108)



三号126. にんけんハみな／＼神のかしものや  
神のぢうよふこれをしらんか

三号125. 「高山にそだつる木もたにそこに そたつる木もみなをなじ事」や十三号45. 「高山にくらしているもたにそこに くらしているもをなしたまひい」のおうたは、教外で天理教祖中山みきが紹介される時には、必ずと言っていいほどに平等を説いた先人として引用されるのですが、現在の『天理教教典』には引用がありません。

『教典』は後編(信仰編)を「かしもの、かりもの」から始めて、「ほこりーいんねんーたんのうーひのきしん」としてまとめ、現世における不平等を肯定的に捉えているので、125,126を連続して解釈することはためられるのでしょうか。

とはいっても、この2首は、人間の平等と「かしもの」の理が説かれている大変重要なお歌です。この前段にある120～124で言われているというような「上」が世界をままにしている現実世界に対して、この世界は平等であるということを、人間は皆神のかしものであることを説いて、理解させようとしているのです。

三号

120. いまのみち上のまゝやとをもっている 心ちがうで神のまゝなり

121. 上たるハせかいぢううをまゝにする 神のざんねんこれをしらんか

122. これまでハよろづせかいハ上のまゝ もふこれからハもんくかハるぞ

123. このよふをはじめてからハなにもかも といてきかした事ハないので

124. 上たるハせかいぢううをハがまゝに をもっているのハ心ちがうで

125. 高山にそだつる木もたにそこに そたつる木もみなをなじ事

126. にんけんハみな／＼神のかしものや 神のぢうよふこれをしらんか

にんけんハみな／＼神のかしものや なんとをもふてつこっているやら 三 41

にんけんハみな／＼神のかしものや 神のぢうよふこれをしらんか 三 126

この世に生れさせて頂き、日々結構に生活(くら)しているのも、天地抱き合せの、親神の温かい懐で、絶えず育(はぐく)まれているからである。即ち、銘々が、日々何の不自由もなく、身上をつかわせて頂けるのも、親神が、温み・水気をはじめ、総てに互(わた)って、篤い守護を下さればこそで、いかに己が力や知恵を頼んでいても、一旦、身上のさわりとなれば、発熱に苦しみ、悪寒に悩み、又、畳一枚が己が住む世界となつて、手足一つさえ自由(じゆうよう)かなわぬようにもなる。ここをよく思案すれば、身上は親神のかしものである、という理が、自(おのず)と胸に治まる。

めへ／＼のみのうちよりのかりものを しらずにいてハなにもわからん 三 137

銘々の身上は、親神からのかりものであるから、親神の思召に随うて、つかわせて頂くのが肝腎である。この理をわきまえず、我が身思案を先に立てて、勝手にこれをつかおうとするから、守護をうける理を曇らして、やがては、われと我が身に苦悩を招くようになる。(『天理教教典』P64)

三号137. めへ／＼のみのうちよりのかりものを  
しらずにいてはなにもわからん

三号135は、同40と全く同じで、同41が「かしもの」という神の立場からの表現であったものが、137では「かりもの」で人間からの表現になっています。

六号120. このよふハーれつハみな月日なり  
にんけんハみな月日かしもの

六号の表紙には「明治七年十二月ヨリ」とあります。教祖は同年12月23日に山村御殿に来るよう奈良県庁から命じられました。それゆえ114の「たすけ一ぢよとめられて」というのは明治7年に教祖が山村御殿に呼び出され、その後信仰を差し止められた一件を云っていると思われます。教祖にとって信仰を差し止めた役人も「一れつハかこ」であり、この世界は全部「たすけ一ぢよ」の心を持つ月日の体であり、人間にはそのために体を貸しているのです。この真実を知っていれば何も危ないことはないのだが、人間はこの真実を消して、月日の思いから外れた人間心ばかりで思案しているという内容でしょうか。

三号

135. たん／＼となに事にてもこのよふわ 神のからだ やしやんしてみよ  
136. このたびハ神がをもていでゝるから よろづの事をみなをしへるで  
137. めへ／＼のみのうちよりの**かりもの**を しらずにいてはなにもわからん  
138. しやんせよやまいとゆうてさらになし 神のみちをせいけんなるぞや  
139. 一寸したるめへのあしくもできものや のぼせいたみハ神のてびきや

六号

114. このところたすけ一ぢよとめられて なんてもかやしせずにいられん  
115. このかやしたいしや高山とりはらい みな一れつハしよちしていよ  
116. このはなしなんとをもふてきいている てんび火のあめうみわつなみや  
117. こらほどの月日の心しんばいを せかいぢうハなんとをもてる  
118. たん／＼とくどきなけきハとくけれど しんぢつなるの心たすける  
119. どのよふなものも一れつハかこなり 月日の心しんばいをみよ  
120. このよふハーれつハみな月日なり にんけんハみな月日**かしもの**  
121. せかいぢうこのしんぢつをしりたなら ごふきごふよくだすものわない  
122. こゝろさいしんぢつよりもわかりたら なにもこわみもあふなきもない  
123. 月日よりをしゑる事ハみなけして あとハにんけん心ばかりで

十三号46. それよりもたん／＼つかうどふぐわな  
みな月日よりかしのなるぞ  
79. このはなしにんけんなんとをもっている  
月日かしのみなわがこども

【13号】 十六日より

41. けふまでわどんなあくじとゆうたとて わがみにしりたものハあるまい  
42. この心神がしんぢつゆてきかす みにいちれつわしやんしてくれ  
43. せかいぢういちれつわみなきよたいや たにんとゆうわさらにないぞや  
44. このもとをしりたるものハないのでな それが月日のざねんばかりや  
45. 高山にくらしているもたにそこに くらしているもをなしたまひい  
46. それよりもたん／＼つかうどふぐわな みな月日よりかしのなるぞ  
47. それしらすみなにんけんの心でわ なんとたかびくあるとをもふて  
48. 月日にハこのしんぢつをせかいぢうへ どふぞしいかりしよちさせたい  
49. これさいかたしかにしよちしたならば むほんのねへわきれてしまうに  
79. このはなしにんけんなんとをもっている 月日かしのみなわがこども

45～47のお歌は、「おふでさき」の中の「かしの」とは何を語るために用いられているのかが端的に表現されています。それは、月日親神が貸しているのだから、人間は皆同じ魂であり、みな平等だということです。そしてこの真実を世界中の人間が知れば、「むほんのねへ」、争いの元はなくなると語られます。79は、月日、神から見れば、人間はみな自分の子だから、そこに隔てはないという意でしょうか。

### 現代社会に問われているのは、「平等とは何か」 — 教理の再構成こそ、天理教が再生する道

『天理教教典』が説く「かしの、かりもの」は、因縁教理の出発点になっています。因縁教理は、現世の不平等を前世、来世を加えることで、神が人間に対して平等に対応していることを示す理屈ですが、これは現状をそのまま認めさせる似非平等の論理といえるでしょう。ただ、これも平等でなければならないということが前提になっているように思います。現在の天理教組織が客観的に見て平等とはいいがたいのは、誰も認めることではないかと思いますが、それを平等であるとするのが、因縁教理です。では現在の一般社会はどうかと見ると、経済的な格差は拡大しており、平等とはいいがたい。しかし、その実態を「自己責任論」などによって、それは正当な格差であり、平等であるという理屈が付けられます。果たしてそれは正しいのか。平等を説いた教祖の「かりもの」思想は、現代社会に対しても有効な教えと言えます。天理教教理を「おふでさき」「みかぐらうた」の正しい解釈から再構成し直して、社会に問うこと、これこそが、天理教再生の道ではないでしょうか。

現在のアメリカ社会にあっては、富裕層上位10%が社会全体の純資産の約70%を所有し、日本にあっては上位10%が総純資産の約40%を所有しているという状況にある。しかし他方で中流家庭の一世帯あたりの平均収入は減少し、アメリカ国民の百分の一は貧困層か貧困層予備軍という状況にある。／そして、日本でも生活困難者は増加しており、生活保護受給者数は2013年3月に216万人を超え、世帯数では157万世帯が保護を受けている。また働いても満足に生活できない、すなわちその収入が生活保護水準以下のワーキング・プアと呼ばれる人たち(年収200万円未満の給与所得者)は平成23年度の総務省調査の時点において1069万人を超えている。(『「格差の時代」の労働論』P167. 福間聡. 現代書館. 2014)